



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年4月6日金曜日 第1850号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出(7件).....	439
医師の指定.....	440
指定医師の所在地の変更.....	440
指定医師の辞退の届出.....	440
指定障害福祉サービス事業者の指定(2件).....	441
指定自立支援医療機関の指定.....	441
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	442
地籍調査の成果の認証.....	443
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	443
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(3件).....	443
新たな土地改良事業の施行の認可.....	444
監視伝染病発生予防検査の実施.....	444
廃川敷地等の発生.....	444
港湾施設の概要.....	444
基本測量の終了の通知(2件).....	444
道路の区域変更(県道新居浜別子山線).....	445
道路の区域変更(県道新居浜別子山線).....	445
道路の供用開始(").....	445
道路の供用開始(県道大西波止浜港線).....	445
道路の区域変更(一般国道381号外).....	446
道路の供用開始(").....	446
開発行為に関する工事の完了.....	446
道路の位置の指定.....	447
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	447

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	447
-------------------------------	-----

監 査 公 表

社会福祉法人光と風.....	447
松山空港ビル株式会社、愛媛エフ・イー・ゼット株式会社、松山 観光港ターミナル株式会社、財団法人愛媛県埋蔵文化財調査セン ター、財団法人愛媛県水産振興基金、財団法人愛媛県スポーツ振 興事業団、社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団、財団法人愛媛の 森林基金、南レク株式会社.....	448
愛媛エフ・イー・ゼット株式会社、松山観光港ターミナル株式 社、財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センター、財団法人愛媛県ス ポーツ振興事業団、社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団、南レク 株式会社.....	448
学校法人慈強学園、松山商工会議所、愛媛県商工会連合会、愛媛 県人権対策協議会、愛媛県人権教育協議会、愛媛県中小企業団体 中央会、重信町商工会、北条商工会、砥部町商工会、社団法人愛 媛県私立学校退職金社団、社団法人愛媛県畜産協会、学校法人荘 山学園、愛媛県漁業共済組合.....	449
愛媛県信用漁業協同組合連合会.....	449

告 示

○愛媛県告示第685号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)

第1条第1項の規定による救急病院である。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433番地第1	愛 媛 県	平成22年3月31日まで

○愛媛県告示第686号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西予市立野村病院	西予市野村町野村9号53番地	西 予 市	平成22年3月31日まで

○愛媛県告示第687号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西予市立宇和病院	西予市宇和町卯之町一丁目246番地1	西 予 市	平成22年3月31日まで

○愛媛県告示第688号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
愛媛県立三島病院	四国中央市中之庄町1684番地の2	愛 媛 県	平成22年3月31日まで

○愛媛県告示第689号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
公立学校共済組合四国中央病院	四国中央市川之江町2233	公立学校共済組合	平成22年3月25日まで

○愛媛県告示第690号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
愛媛大学附属病院	東温市志津川	国立大学法人愛媛大学	平成22年3月31日まで

○愛媛県告示第691号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
平成脳神経外科病院	松山市北井門二丁目7番28号	医療法人松山平成会	平成22年3月31日まで

○愛媛県告示第692号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	愛媛県立今治病院	中 井 康 成	今治市石井町四丁目5番5号	平成19年4月2日
肢 体 不 自 由	神 經 内 科	笹田循環器内科医院	笹 田 昌 男	西予市三瓶町朝立1番耕地310番地41	〃

○愛媛県告示第693号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
陳 光 明	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町甲2433 - 1	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	平成19年2月1日
狩 山 憲 二	済生会西条病院	西条市朔日市榎ヶ坪269 - 1	かりやま整形外科	西条市大町701 - 2	平成18年5月29日

○愛媛県告示第694号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	財団法人積善会附属十全総合病院	大 野 靖 彦	新居浜市北新町1番5号	平成19年2月11日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	森 田 真 一	東温市志津川	平成19年3月9日
聴覚・平衡・音声・言語及びそしゃく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	〃	辻 村 美 佳	〃	平成19年3月20日

○愛媛県告示第 695 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810200059	アキラ産業有限会社	今治市松本町五丁目2番地3	田 坂 力	就労移行支援（一般型）	ドリーム工房	今治市八町東六丁目4番22号	平成19年4月1日

○愛媛県告示第 696 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811400054	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	土 居 武	生活介護	生活介護事業所いっとき館	西予市宇和町神領534	平成19年4月1日
3811400054	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	土 居 武	就労移行支援（一般型）	就労移行支援事業所いっとき館	西予市宇和町神領534	平成19年4月1日
3814000109	特定非営利活動法人たちばな	南宇和郡愛南町御荘平城3704番地1	猪 野 信 代	就労継続支援 B 型	ワークハウスたちばな	南宇和郡愛南町城辺甲84番地1	平成19年4月1日

○愛媛県告示第 697 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第54条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
エビスヤ薬局	東温市北方2204	有限会社エビスヤ薬局		平成19年4月1日
エビスヤ薬局志津川店	東温市志津川171	有限会社エビスヤ薬局		"
エビスヤ薬局重信店	東温市志津川171セブンスター重信店内	有限会社エビスヤ薬局		"
マルニ薬局川内店	東温市北方2881 - 5	マルニ調剤薬局有限会社		"
リブラ薬局	西条市小松町新屋敷甲209 - 6	有限会社リブラ		"
今治ブリポート薬局	今治市石井町4丁目7 - 20	株式会社ブリポート薬局		"
大丸薬局	新居浜市新田町2丁目1 - 54	大野 高博		"
本郷調剤薬局	新居浜市本郷3丁目5 - 35	有限会社新居浜調剤		"
王子調剤薬局	新居浜市王子町3 - 2	有限会社新居浜調剤		"
アベ薬局	今治市五十嵐甲92	阿部 逸男		"
くすのき調剤薬局	今治市菊間町浜1039番地3	有限会社くすのき調剤薬局		"
みどり台調剤薬局	西予市宇和町伊賀上1656 - 54	有限会社若葉調剤		"
株式会社東予薬局	新居浜市高田1丁目1 - 62	株式会社東予薬局		"

西泉薬局	新居浜市西泉町9-13	株式会社河洲薬局		〃
しんぎ薬局	四国中央市土居町中村1121-5	合名会社信義洋行薬館		〃
アロマ薬局	伊予市灘町26	有限会社ヤサカ薬局		〃
寺尾別宮薬局	今治市別宮町3丁目7-22	株式会社テラオ		〃
つしま調剤薬局	宇和島市津島町高田甲597	有限会社キタ・ミッテル		〃
そうごう薬局清水店	新居浜市清水町5-30	総合メディカル株式会社		〃
真成堂ニューセンチュリー薬局	西条市玉津583-5	有限会社真成堂		〃
いずみ薬局	今治市未広町1丁目6-22	ハート有限会社		〃
マリン薬局	今治市馬越町3丁目3-10	ハート有限会社		〃
ひまわり薬局	新居浜市中村松木1丁目12-5	有限会社たけだ調剤薬局		〃
ハート調剤薬局	西条市大町773-1	株式会社メディシス		〃
庄内調剤薬局	新居浜市庄内町1丁目14番35号	株式会社メディシス		〃
あおば薬局	伊予市下吾川字馬塚944-3	有限会社あおぞら薬局		〃
とも調剤薬局	西予市宇和町上松葉146番地1	有限会社ケンシンファーマシー		〃
守谷薬局	西条市朔日市799-1	有限会社クオレ調剤		〃
かとう調剤薬局	新居浜市高田2丁目4番18号	加藤 収子		〃
ひまわり薬局	伊予郡松前町大字恵久美794-3	有限会社ひまわり薬局		〃
大間ひまわり薬局	伊予郡松前町大字大間164-3	有限会社ひまわり薬局		〃

○愛媛県告示第698号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）前田町複合商業施設
新居浜市前田町乙1219-1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和ハウス工業株式会社
大阪市北区梅田三丁目3番5号
代表取締役社長 村上 健治
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び

住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 株式会社ユニクロ
山口県山口市佐山717番地1
代表取締役社長 柳井 正
青山商事株式会社
広島県福山市王子町一丁目3番5号
代表取締役社長 青山 理
株式会社レディ薬局
愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号
代表取締役社長 三橋 信也
株式会社西松屋チェーン
兵庫県姫路市飾東町庄266番1号
代表取締役社長 大村 禎史
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成19年10月29日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,090平方メートル
 - (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数

144台

イ 駐輪場の収容台数

90台

ウ 荷さばき施設の面積

160平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

36 46立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成19年2月28日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第699号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
八幡浜市	日土町7番耕地の一部	平成17年度から平成18年度まで	八幡浜市の地籍図及び地籍簿
四国中央市	三島宮川の一部	平成14年度から平成18年度まで	四国中央市の地籍図及び地籍簿
四国中央市	土居 ⁽⁴⁾	平成16年度から平成17年度まで	四国中央市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成19年4月6日

○愛媛県告示第700号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、道前後土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 治 樹	東温市樋口547番地

○愛媛県告示第701号

丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用道路整備事業・石経地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（農業用道路整備事業・石経地区）計画書の写し
- (2) 丹原町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成19年4月9日から5月9日まで

3 縦覧場所

西条市役所丹原総合支所

○愛媛県告示第702号

丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・願連寺地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（農業用排水施設整備事業・願連寺地区）計画書の写し
- (2) 丹原町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成19年4月9日から5月9日まで

3 縦覧場所

西条市役所丹原総合支所

○愛媛県告示第703号

八幡浜市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・八幡浜南部地区）の施行は、適当と認め

られるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（農業用排水施設整備事業・八幡浜南部地区）計画書の写し
- (2) 八幡浜市土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成19年4月9日から5月9日まで

3 縦覧場所

八幡浜市役所

○愛媛県告示第704号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項により、大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・東大洲北地区）の施行を平成19年3月22日認可した。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第705号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、ヨーネ病の検査を次のとおり実施する。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 実施の目的

ヨーネ病の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	宇和島市、北宇和郡（松野町に限る。）及び南宇和郡

3 実施の期日

平成19年4月6日から平成20年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）に定める方法で行う。

○愛媛県告示第706号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県八幡浜地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 河川の名称

一級河川肱川水系郷之谷川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成19年4月6日

3 廃川敷地等の位置

喜多郡内子町内子4277番1地先及び同町内子4271番22地先から4271番16地先まで

喜多郡内子町内子4277番2

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。） 721.44平方メートル

○愛媛県告示第707号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、吉海港湾湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

種類	位置	数量及び能力
緑地	今治市吉海町本庄2990番1から5まで	面積 13,253.09平方メートル

○愛媛県告示第708号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（2500レベルG I S基盤情報整備作業）
- 2 作業期間 平成18年9月21日から平成19年3月20日まで
- 3 作業地域 東温市

○愛媛県告示第709号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成18年5月15日から平成19年3月23日まで
- 3 作業地域 今治市
四国中央市
東温市

○愛媛県告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領切畑場344番1	旧	メートル 8.0~27.0 4.0~21.0	キロメートル 0.257 0.287	
			新	8.0~27.0	0.257	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番71から 同字乙555番112まで	旧	8.0~27.0 5.0~50.0	0.153 0.153	
			新	8.0~27.0	0.153	
"	"	新居浜市別子山字別子山乙555番72	旧	11.5~27.0 5.5~9.0	0.022 0.034	
			新	11.5~27.0	0.022	

○愛媛県告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山筏津乙504番15	旧	メートル 7.0~19.7	キロメートル 0.081	
			新	13.3~21.3	0.081	

○愛媛県告示第712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山筏津乙504番15	平成19年4月6日

○愛媛県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大西波止浜港線	今治市大西町九王甲2420番3から 同市大西町新町甲872番14地先まで	平成19年4月6日

○愛媛県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	381号	北宇和郡松野町大字蕨生2347番2から 同大字2475番2地先まで	旧	メートル 10.5～12.0	キロメートル 0.035	
			新	11.9～14.5	0.035	
県 道	西土佐松野線	北宇和郡松野町大字目黒2281番2から 同大字2285番2まで	旧	18.5～20.0	0.005	
			新	20.0～28.5	0.005	
"	目黒松丸線	北宇和郡松野町大字富岡2820番2	旧	4.0～7.5	0.017	
			新	6.5～8.0	0.017	

○愛媛県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	381号	北宇和郡松野町大字蕨生2347番2から 同大字2475番2地先まで	平成19年4月6日
県 道	西土佐松野線	北宇和郡松野町大字目黒2281番2から 同大字2285番2まで	"
"	目黒松丸線	北宇和郡松野町大字富岡2820番2	"

○愛媛県告示第716号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
18松局建（開）第62号 平成19年3月26日	伊予郡松前町大字徳丸字西ノ窪414番3及び414番4	伊予郡松前町大字徳丸341番地1 八 束 潤
18松局建（開）第63号 平成19年3月27日	東温市牛淵字割木137番1	松山市二神甲452番地甲 中 田 和 邦
18松局建（開）第64号 平成19年3月27日	伊予郡松前町大字北川原字原端972番2	松山市保免西三丁目5番3号 杉本コーポ北号 川 中 秀 和

○愛媛県告示第717号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

- 大洲市若宮字堀之内 463 番 1 の一部、463 番 6 の一部、463 番 7 の一部及び 463 番 8 の一部
- 2 申請人の住所氏名
東京都江東区東陽二丁目 4 番 14 - 514 号
吉岡 茂一
- 3 図面省略

○愛媛県告示第718号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏名又は名称	新	旧	
伊第16号	伊予郡砥部町宮内1392番地	えひめ中央農業協同組合砥部町役場出張所	売りさばき人 伊予郡砥部町宮内1392番地 えひめ中央農業協同組合砥部町役場出張所 売りさばき所 伊予郡砥部町宮内1392番地	売りさばき人 伊予郡砥部町宮内1392番地 えひめ中央農業協同組合砥部町役場支所 売りさばき所 伊予郡砥部町宮内1392番地	平成19年3月19日
松第8号	松山市東石井六丁目12番32号	宮内キミエ	売りさばき人 松山市東石井六丁目12番32号 宮内キミエ 売りさばき所 松山市東石井六丁目12番32号	売りさばき人 松山市東石井町566番地4 宮内キミエ 売りさばき所 松山市東石井町566番地4	平成19年3月16日
松第71号	松山市東石井六丁目11番32号	松田ツル子	売りさばき人 松山市東石井六丁目11番32号 松田ツル子 売りさばき所 松山市東石井六丁目11番32号	売りさばき人 松山市東石井町571番地 松田ツル子 売りさばき所 松山市東石井町571番地	平成19年3月16日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年4月6日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年3月28日	特定非営利活動法人 Asanami Work Camp	西谷哲夫	愛媛県松山市菟木甲247番地3	この法人は、社会参加・社会自立を図ろうとする障害者・高齢者・青少年の生活に関する相談に応じ、生活及び生活訓練等を実施する事業、並びに働く場を提供する事業を行い、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

監 査 公 表

○公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、愛媛県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年4月6日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
 同 玉井 実 雄
 同 竹田 祥 一
 同 白石 友 一

監 査 対 象 団 体	監 査 年 月 日
社 会 福 祉 法 人 光 と 風	平成18年9月7日
<p>（監査の結果） 平成17年度精神障害者社会復帰施設運営費補助金について、補助対象外経費の事務所賃貸敷金（450,000円）を補助対象経費として交付申請していた。 （社会福祉法人 光と風）</p> <p>（措置の内容） 補助対象外経費については、補助金交付団体に実績報告書の再提出を求め、平成19年1月12日に補助額の再確定を行うとともに、補助金の過払額の返還を命じ、同年1月16日に補助金交付団体から返還させた。</p>	

また、「愛媛県精神障害者社会復帰施設運営費補助事業取扱要領」の改正を行うとともに、精神障害者社会復帰施設設置法人に対し補助対象経費の取扱いについて注意喚起を行った。
今後とも、補助対象経費の取扱いについては実地指導により厳正に確認を行うこととしたい。

○公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年4月6日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 玉井 実 雄
同 竹田 祥 一
同 白石 友 一

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日
団 体 名	基 本 金 等	
松山空港ビル株式会社	設立 昭和53年11月1日 資本金の額 1,125,000,000円 県出資額 300,000,000円	平成18年12月22日
愛媛エフ・イー・ゼット株式会社	設立 平成5年4月30日 資本金の額 3,427,000,000円 県出資額 936,000,000円	"
松山観光港ターミナル株式会社	設立 平成10年4月23日 資本金の額 600,000,000円 県出資額 256,000,000円	"
財団法人 愛媛県埋蔵文化財調査センター	設立 昭和52年6月9日 基本金額 5,000,000円 県出捐額 5,000,000円	"
財団法人 愛媛県水産振興基金	設立 昭和49年1月14日 基本金額 423,000,000円 県出捐額 120,000,000円	"
財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団	設立 昭和49年12月25日 基本金額 750,203,544円 県出捐額 500,000,000円	"
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	設立 昭和47年4月1日 基本金額 10,000,000円 県出捐額 10,000,000円	"

財団法人 愛媛の森林基金	設立 昭和61年5月10日 基本金額 1,050,653,483円 県出捐額 400,000,000円	"
南レク株式会社	設立 昭和48年6月14日 資本金の額 1,500,000,000円 県出資額 401,000,000円	平成18年11月27日
(監査の結果) 平成17年度事業に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。		

○公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年4月6日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 玉井 実 雄
同 竹田 祥 一
同 白石 友 一

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日
愛媛エフ・イー・ゼット株式会社		平成18年12月22日
松山観光港ターミナル株式会社		"
財団法人 愛媛県埋蔵文化財調査センター		"
財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団		"
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団		"
南レク株式会社		平成18年11月27日
(監査の結果) 平成17年度において実施された公の施設の管理委託事業に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の団体において次の事項が認められた。 平成17年度道後公園管理委託について、パンフレットの作成に替えて事務用封筒を業者に納品させていたほか、県の承認を得ることなく委託契約外の広報誌を作成し、県に履行事実と異なる実績報告書を提出していた。 (財団法人 愛媛県埋蔵文化財調査センター)		
公 の 施 設 の 管 理 委 託 団 体	公 の 施 設 の 名 称	委 託 金 額
愛媛エフ・イー・ゼット株式会社	愛媛国際貿易センター	309,493,800円
"	愛媛県植物くん蒸所	2,091,726円
松山観光港ターミナル株式会社	松山観光港ターミナル	32,560,629円
財団法人 愛媛県埋蔵文化財調査センター	道後公園	51,262,890円
財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団	愛媛県総合運動公園	168,874,650円
"	愛媛県武道館	182,918,639円
"	えひめ森林公園	23,717,000円
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	愛媛県立松前清流園	235,398,964円

"	愛媛県立重信清愛園	198,620,314円
"	愛媛県視聴覚福祉センター	116,804,811円
南レク株式会社	南予レクリエーション都市公園	459,443,250円

○公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年4月6日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
 同 玉井 実 雄
 同 竹田 祥 一
 同 白石 友 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
学 校 法 人 慈 強 学 園	平成19年2月21日
松 山 商 工 会 議 所	"
愛 媛 県 商 工 会 連 合 会	"
愛 媛 県 人 権 対 策 協 議 会	平成19年1月9日
愛 媛 県 人 権 教 育 協 議 会	"
愛 媛 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会	"
重 信 町 商 工 会	"
北 条 商 工 会	"
砥 部 町 商 工 会	"
社団法人 愛媛県私立学校退職金社団	"
社団法人 愛媛県畜産協会	"
学 校 法 人 荘 山 学 園	"
愛 媛 県 漁 業 共 済 組 合	"

（監査の結果）

平成17年度において実施された上記団体に対する次の補助金に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

事 業 主 体	補 助 金 の 名 称	補 助 対 象 事 業	補 助 対 象 事 業 費	補 助 金 額
学校法人 慈強学園	平成17年度私立学校運営費補助金	東松山幼稚園の運営費	73,949,204円	31,746,000円
"	平成17年度私立学校運営費補助金（幼稚園特殊教育費補助）	"	6,120,000円	4,704,000円
"	平成17年度私立幼稚園子育て総合支援事業補助金	東松山幼稚園の子育て相談事業等	2,940,000円	1,100,000円
松山商工会議所	平成17年度小規模事業指導費補助金	経営改善普及事業等	220,953,315円	203,086,186円
"	平成17年度能力強化研修派遣事業	能力強化研修派遣事業	391,540円	384,000円
愛媛県商工会連合会	平成17年度小規模事業指導費補助金	経営改善普及事業等	224,426,779円	190,967,413円

"	平成17年度能力強化研修派遣事業	能力強化研修派遣事業	81,620円	60,000円
愛媛県人権対策協議会	平成17年度愛媛県人権対策協議会補助金	愛媛県人権対策協議会の運営事業等	8,240,059円	5,500,000円
愛媛県人権教育協議会	平成17年度愛媛県人権教育協議会補助金	愛媛県人権教育協議会の運営費	8,399,922円	4,000,000円
"	第52回四国地区人権教育研究大会開催事業	第52回四国地区人権教育研究大会開催事業	10,249,990円	1,600,000円
愛媛県中小企業団体中央会	平成17年度愛媛県中小企業団体中央会補助金	中小企業連携組織推進指導事業等	184,161,111円	167,383,386円
重信町商工会	平成17年度小規模事業指導費補助金	経営改善普及事業等	33,257,839円	25,238,660円
北条商工会	"	"	35,442,178円	29,222,970円
砥部町商工会	"	"	42,661,441円	35,388,330円
社団法人 愛媛県私立学校退職金社団	平成17年度愛媛県私立学校退職金社団補助金	退職金資金の交付事業	479,641,248円	60,250,000円
社団法人 愛媛県畜産協会	平成17年度肉用子牛価格安定事業費補助金	肉用子牛価格安定事業	48,235,100円	7,285,426円
"	平成17年度肉豚価格安定事業費補助金	肉豚価格安定事業	198,792,000円	45,127,124円
学校法人 荘山学園	平成17年度私立学校運営費補助金	三葉幼稚園の運営費	120,402,892円	58,593,000円
"	平成17年度私立学校運営費補助金（幼稚園特殊教育費補助）	"	7,765,016円	5,488,000円
"	平成17年度私立幼稚園子育て総合支援事業補助金	三葉幼稚園の子育て相談事業等	2,100,000円	2,100,000円
愛媛県漁業共済組合	平成17年度赤潮特約共済事業費補助金	赤潮特約共済事業	88,930,815円	29,643,673円

○公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成19年4月6日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
 同 玉井 実 雄
 同 竹田 祥 一
 同 白石 友 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
愛 媛 県 信 用 漁 業 協 同 組 合 連 合 会	平成19年1月9日
（監査の結果）	
平成17年度において実施された上記団体に対する次の利子補給金に係	

る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

事業主体	利子補給金の名称	利子補給対象事業	利子補給金額
愛媛県信用漁業協同組合連合会	平成17年度漁業近代化資金利子補給金	漁業近代化資金	25,295,210円
"	平成17年度漁協等経営基盤強化対策資金利子補給金	漁協等経営基盤強化対策資金	19,795,475円
"	平成17年度農林漁業共同化資金利子補給金	農林漁業共同化資金（真珠養殖漁業経営安定資金）	9,365,687円
"	平成17年度漁業経営維持安定資金利子補給金	漁業経営維持安定資金	1,347,950円